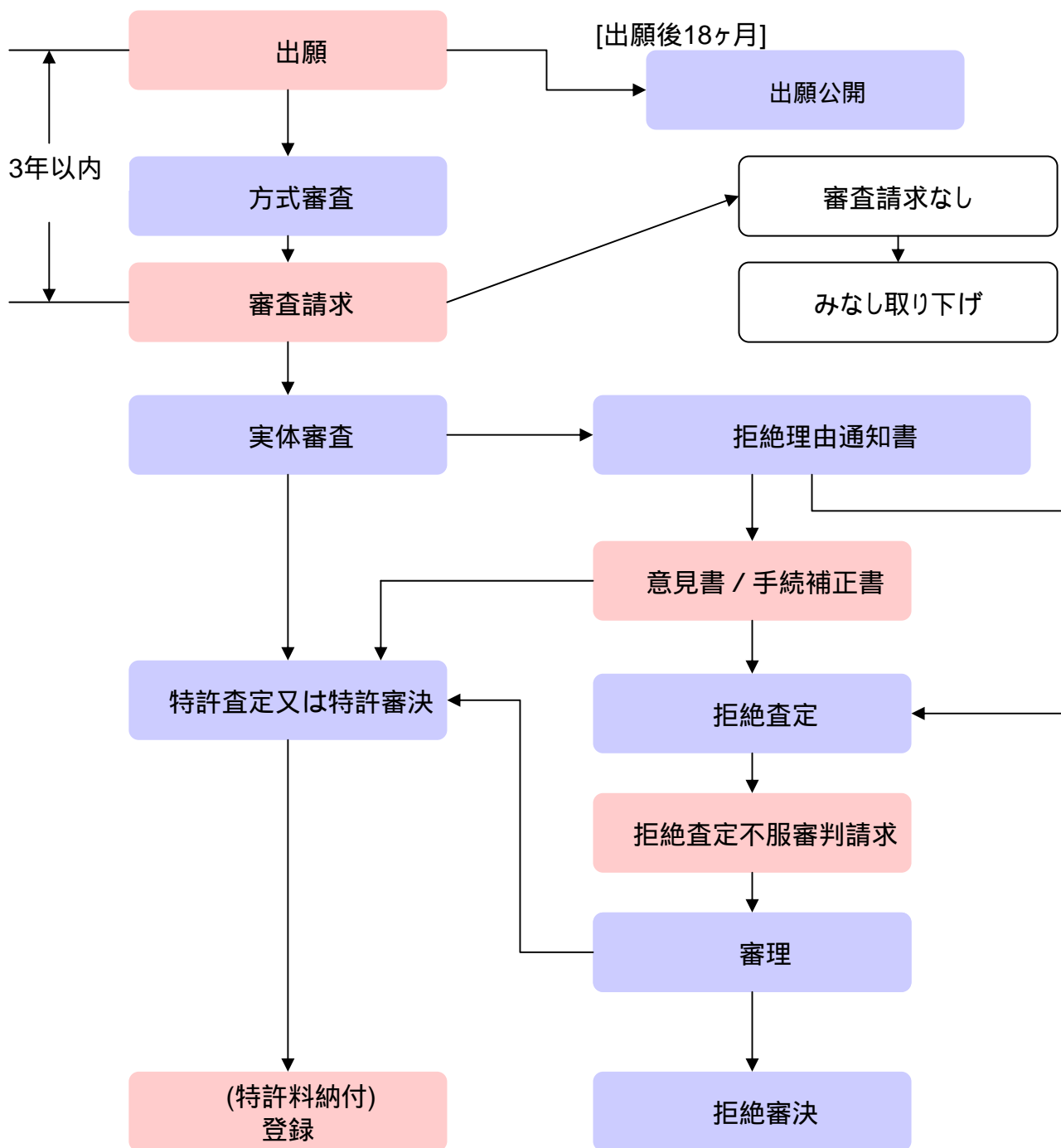


特許権の取得までの一連の手続き



出願人
 特許庁

特許出願フローの簡単な説明

出願

- ・ 願書、特許請求の範囲、要約書、図面（任意）を提出する。
- ・ 出願料を納付する。

方式審査

- ・ 提出書類が方式的要件を満たしているか否かの審査
- ・ 方式的要件を満たしていない場合は補正命令が出される。

出願公開

- ・ 原則として出願日から1年6ヶ月を経過すると出願内容が公開される。
- ・ 出願公開の請求を行うことにより公開日を早めることが可能。

審査請求

- ・ 特許庁に対して実体審査の開始を請求する手続
- ・ 出願日から3年以内に行わないと出願は取り下げたものとみなされる。

実体審査

- ・ 特許出願の内容が特許要件（新規性・進歩性等）を満たしているか否かの審査

拒絶理由通知

- ・ 審査官が、特許出願の内容が特許要件を満たしていないと判断した場合に、出願人に対してその理由を通知する書類

意見書 / 補正書

- ・ 出願人は、拒絶理由通知に対して、反論するための書類（意見書）及び出願内容を補正するための書類（手続補正書）を提出することができる。

特許査定（特許審決）

- ・ 審査官が、特許出願の内容が拒絶理由を有していないと判断した場合に行う、特許権を付与する旨の行政処分

拒絶査定

- ・ 審査官が、拒絶理由が解消されていないと判断した場合に行う、特許権を付与しない旨の行政処分

拒絶査定不服審判

- ・ 出願人が、拒絶査定に対して行う不服申し立て手続
- ・ 拒絶査定謄本送達後30日以内に行わなければならない。

審理

- ・ 3人又は5人の審判官合議体により拒絶査定の妥当性が判断される。

拒絶審決

- ・ 審理の結果、拒絶査定が妥当であると判断された場合になされる審判請求不成立の審決
- ・ 出願人は、審決謄本送達日から30日以内に審決の取消を求めて東京高等裁判所に出訴することができる。

設定登録

- ・ 出願人は、特許査定謄本の送達後30日以内に特許料を納付しなければならない。
- ・ 特許料が納付されると、特許権の設定登録がなされ、特許権が発生する。